	三	四
属する月が四月又は五月の場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（以下「市町村民税世帯非課税者」という。）	市町村民税世帯非課税者であって、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者
イ　基準費用額から当該基準費用額に百分の九十を乗じて得た額を控除した額に特定標準負担額を加えた額が、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の施行の際現に介護保険法施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十八条第一項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額（以下「費用徴収額」という。）を上回る場合（ロに掲げる場合を除く。）　百分の九十五 ロ　基準費用額から当該基準費用額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に特定標準負担額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合　百分の九十七	百分の九十七（基準費用額から当該基準費用額に百分の九十七を乗じて得た額を控除した額に特定標準負担額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合にあっては、百分の百）	

備考　基準費用額は、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）別表第一指定施設サービス等介護給付費単位数表1のロの(1)の(一)に定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。

○厚生省告示第六十四号

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第四項第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第四項第二号に規定する特定標準負担額を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月十四日　厚生大臣　丹羽　雄哉

介護保険法施行法第十三条第四項第二号に規定する特定標準負担額

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第四項第二号に規定する特定標準負担額（以下「特定標準負担額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

	区分	額
一	介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第百七十一条の二第一項において準用する施行規則第七十九条の二各号に掲げる者以外の者	一日につき七百六十円
二	施行規則第百七十一条の二第一項において準用する施行規則第七十九条の二第一号に掲げる者	一日につき五百円
三	施行規則第百七十一条の二第一項において準用する施行規則第七十九条の二第二号に掲げる者であって、特定標準負担額が一日につき五百円であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの	
四	施行規則第百七十一条の二第一項において準用する施行規則第七十九条の二第一号に掲げる者であって、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの	一日につき三百円（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の施行の際現に介護保険法施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十八条第一項の規定により費用を徴収されている者であって徴収されている費用の一日当たりの額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が三百円未満であるものにあっては、当該額）
五	施行規則第百七十一条の二第一項において準用する施行規則第七十九条の二第二号に掲げる者であって、特定標準負担額が一日につき三百円であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（三の項に掲げる者を除く。）	
六	施行規則第百七十一条の二第一項において準用する施行規則第七十九条の二第三号に掲げる者	

○運輸省告示第百五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成十一年十一月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成十二年三月十四日　運輸大臣　二階　俊博

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲
E 43—28R—000003	警音器　トヨタ　R3	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地	トヨタ GH—MCR30W—MFSQK、トヨタ GH—MCR30W—MRSQK、トヨタ GH—MCR30W—MRSSK、トヨタ GH—MCR30W—MRSEK、トヨタ GH—ACR30W—MFSQK、トヨタ GH—ACR30W—MRSQK、トヨタ GH—ACR30W—MRSSK、トヨタ GH—ACR30W—MRSEK、トヨタ GH—ACR30W—MRSDK、トヨタ GH—MCR40W—MFSQK、トヨタ GH—MCR40W—MRSQK、トヨタ GH—MCR40W—MRSSK、トヨタ GH—MCR40W—MRSEK、トヨタ GH—ACR40W—MFSQK、トヨタ GH—ACR40W—MRSQK、トヨタ GH—ACR40W—MRSSK、トヨタ GH—ACR40W—MRSEK、トヨタ GH—ACR40W—MRSDK、ACR30L—MDMDKW、ACR30L—MFMDKW、ACR30L—MRMDKW、